

Press Release

岡山労働局発表令和6年7月24日

報道関係者 各位

【照会先】

岡山労働局 職業安定部職業安定課 職業安定課長 久成 康博 主任職業安定監察官 神宝 英雄 主任雇用保険監察官 長田 豊治 電 話 086-801-5103

岡山公共職業安定所における文書の紛失について

岡山労働局(局長 森實 久美子)は、岡山公共職業安定所(以下「岡山所」という。)において発生した個人情報を含む文書の紛失事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

1. 概要

岡山所において、雇用保険受給者であるAさん、Bさん及びCさんから提出された再就職手当支給申請書及び添付書類(雇用保険受給資格者証、関連事業主証明書兼採用証明書)(以下「申請書等」という。)を岡山所内において紛失したと推測されるもの。

なお、申請書等には、A さん、B さん及び C さんの氏名、住所、賃金、被保険者番号、振込先口座情報等が記載されていた。

2. 事実経過

(1) 令和6年6月27日(木)

A さんから申請書等の審査状況について確認の電話があり、申請書等の受理簿を確認したところ、令和3年 8月27日に申請書等を受理済であることが確認できたが、当該申請書等の所在が不明であることが判明した。そのため、岡山所内をくまなく捜索したが、発見されなかった。

(2) 令和6年6月28日(金)

受理簿を確認する過程において、B さんから令和3年9月15日に受理した申請書等、C さんから令和3年10月11日に受理した申請書等についても所在が不明であることが判明した。

同日以降、A さんの申請書等に加え、B さん、C さんの申請書等についても岡山所内をくまなく捜索したが、発見されなかった。

- (3) 令和6年7月2日(火)
 - A さんに経過説明及び謝罪を行った。
- (4) 令和6年7月5日(金)
 - Bさんに経過説明及び謝罪を行った。
- (5) 令和6年7月8日(月)
 - Cさんに経過説明及び謝罪を行った。

(6) 今後の対応

A さん、B さん、C さんから当該申請に係る就職状況等を聴取することに加え、岡山所において確認した情報をもとに速やかに審査事務を行うこととする。

3. 紛失が生じたと考えられる原因

- (1) 審査中の申請書等は所定の保管場所に保管することとしていたが、A さん、B さん、C さんから提出された申請書等の審査途上において、所定の保管場所への保管が徹底されていなかったこと。
- (2) 管理者による申請書等の審査についての進捗及び保管状況の確認が適切に行われていなかったこと。
- (3) 個人情報が含まれる書類のシュレッダー処理方法が徹底されておらず、管理者によるダブルチェックを経ないままシュレッダー処分されたと考えられること。
- (4) 人事異動時に、審査中の事案に関し前任者から後任者への引継ぎが適切に行われていなかったこと。

4. 二次被害の可能性

岡山所内でシュレッダーにより誤廃棄した可能性が高いため、二次被害の可能性は少ないと考えられる。

5. 再発防止策

- (1) 岡山所における対策
 - ① 受理した申請書等の保管場所に係る指定及びその徹底を行うとともに、審査等の段階で所定の場所から移動させる必要が生じた場合は、管理者(管理部長・雇用保険給付課長)の許可を得る運用とする。
 - ② 受理簿において未完結となっている案件について、管理者(所長・管理部長・雇用保険給付課長)による進捗状況の確認、申請書類が指定場所に適切に保管されているかの確認を毎月実施する。
 - ③ 個人情報が含まれる書類をシュレッダー処理する際には、いったん保管箱に格納し、管理者によるダブルチェックを経たうえで処理する体制を徹底する。
 - ④ 人事異動時の懸案事項の引継ぎについては、担当者だけでなく上司・管理者も把握する体制を徹底する。

(2) 岡山労働局における対策

① 令和6年7月4日に緊急公共職業安定所長会議を実施し、職業安定部長及び職業安定課長より、本事 案の概要を周知するとともに、情報漏えい防止に係る基本動作の再徹底及び管理者による再就職手当に かかる事務処理の進捗状況及び文書の保管状況の確認徹底等について注意喚起を行った。

加えて、令和3年度以降の再就職手当にかかる文書の紛失がないか点検を行うように各公共職業安定 所長に指示をした。点検の結果、他に文書の紛失は起きていないことを確認した。

- ② また、同年7月9日に実施した局幹部が参加する会議(局議)においても、総務部長及び職業安定部長より改めて上記に係る注意喚起を行った。
- ③ 内部監察において、本件に係る申請書等の他、他種の申請事案についても、審査滞留が生じている事 案有無の確認、事案ごとの早期決定に向けた方針指示等を徹底する。
- ④ 人事異動期に関し、各種会議時において各部長及び各課室長等から確実な引継ぎの徹底を指示する。